

令和2年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託仕様書

1 事業の目的

若者が自ら望むライフスタイルを実現するため、仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計（ライフデザイン）について考える機会を提供するため、本事業を実施する。

具体的には、若者自身が具体的にライフデザインをイメージし、「京都で働きながら子どもを生み育てる」ことを体験的に学んでもらうため、インターンシップ受入先において、就業体験後に共働き家庭を訪問し、子どもとの触れ合いやヒアリングを通して、仕事と育児の両立を体験する「仕事と育児の両立体験プログラム」を実施する。

また、多くの若者がライフデザインについて考える機会としてワークショップを開催するとともに、大学や企業において自主的なワークショップが展開できるよう導入支援研修を実施する。

2 委託業務内容

(1) 仕事と育児の両立体験プログラムの実施

本業務は、上記1の目的を実現するため、(公財)大学コンソーシアム京都（以下「大学コンソーシアム京都」という。）や京都ジョブパーク、企業、関係団体等と緊密に連携し、プログラムの企画運営や受入企業及び受入家庭（以下「受入先」という。）・関係機関との調整、学生等や受入先の募集・ヒアリング、セミナーの開催、事例のとりまとめ等、事業の推進にかかる業務全般を実施すること。

なお、体験学習期間中の事故等に備えるため、受託事業者において保険加入手続を行うとともに、保険費用については本業務で負担すること。

【全体目標数】

■ プログラム参加者数

- ・長期プログラム（大学コンソーシアム京都連携型）参加者数 20名
- ・短期プログラム参加者数 230名

■ 受入先開拓数 120社・120家庭

ア 大学コンソーシアム京都と連携した長期プログラムの企画運営・実施

(ア) 受入先の開拓・調整

受入を検討する企業や家庭への個別説明等を行うなど、受入先を開拓すること。受入決定後は、各受入先と個別に調整を行い、本事業の受入体制を構築する。受入体制の構築にあたっては、企業等との調整のほか、受入家庭へのヒアリングや家庭への訪問、ガイダンス、学生との顔合わせ等を実施し、企業・家庭の両者それぞれと実施締結書を結ぶことにより、本プログラムの安全かつ効果的な推進を図ること。

なお、受入家庭については、共働き家庭で、原則小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とすること。

(イ) 学生等の募集

本事業への参加学生を大学コンソーシアム京都等と連携して募集し、面接等の選考によって受入学生を決定する。なお、選考方法については京都府及び受入先との調整の上で実施すること。

(ウ) プログラムの企画運営

学生自らが自身のライフデザインについて主体的に考え、両立しながらのキャリアを具体的にイメージできるよう、学生に対して、事前学習・体験学習・事後学習の一連のプログラムを実施すること。プログラム内容については、以下の項目とし、京都府との調整の上で作成すること。事前学習・事後学習については講師を派遣すること。

【プログラム内容】

a 事前学習（2日）

学生自身が自らのライフデザインについて考え、両立しながらのキャリアを考えるワークショップ、子どもとの関わり方や安全確保について学ぶ座学等。

b 体験実習（2日）

企業でのインターンシップ実習後に、その企業で働く共働き家庭を訪問し、育児の手伝いや子どもとの触れ合い、両立に関する意見交換等を行う。

※ 学生は基本的に2名一組で各家庭での実習を行う。

c 事後学習（2日）

プログラムを通しての気づきを振り返り、仕事と育児の両立が実現する社会に向けた課題・施策を提案する。

d 最終発表会

プログラムに参加したすべての学生が参加できる最終発表会を実施する。

なお、受入先についても原則参加とし、次年度以降にプログラムを普及させていくため、広く一般公開にて実施すること。

また、事前学習から最終発表会までの学生の仕事と育児の両立に関する意識の変化について確認し、効果を報告すること。

イ 京都ジョブパーク・府内企業独自実施インターンシップ等と連携した短期プログラムの企画運営・実施

上記1の目的を実現し、上記2（1）の目標数を達成するため、上記2（1）を参考にしながら、京都ジョブパーク及び府内企業が独自に実施するインターンシップ等と連携した短期プログラムを構築し、実施すること。

なお、プログラムを実施する際は、原則として以下のコンテンツを取り入れた内容とすること。

(ア) 企業でのインターンシップにあわせて、原則小学校3年生以下の子どもがいる共働き家庭を訪問するなどし、仕事と育児の両立に関しての体験等学ぶ機会をつくること。

- (イ) 参加学生が子どもとの関わり方や安全確保について学ぶ機会をつくること。
- (ウ) 学生自身が自らのライフデザインについて考える機会をつくること。
- (エ) 体験実習後に学生自らが気づきや学びについて発表する機会を設定するとともに、参加前から参加後までの学生の仕事と育児の両立に関する意識の変化について確認し、効果を報告すること。

ウ 両立体験学生伝道師の育成

学生自らが所属大学等で学生講師として本プログラムで学んだこと、感じたことを発信する両立体験学生伝道師を育成することで、無関心であった学生等へのライフデザインに関する気運醸成の広がりを促すこと。

エ 府内企業へのプログラム導入支援

企業が独自で自社のインターンシップにあわせてプログラムを実施できるよう、説明会の開催やアドバイザー派遣などにより、企業での実施を支援すること。

(ア) 企業向け説明会の実施

両立体験プログラムの人材確保の視点を企業に周知し、実施企業を拡大させるための説明会を開催すること。なお、説明会参加企業目標数は200社とする。

(イ) 受入企業へのアドバイザー派遣

企業が独自でプログラムを実施できるよう実施企業に対して、実施にあたっての注意事項等の説明を行うため、アドバイザーを派遣するとともに、実施時の緊急対応や受入家庭への相談対応を行うこと。

(ウ) 仕事と育児の両立体験プログラム実施マニュアルの作成

次年度以降企業がプログラムを円滑に実施できるよう、実施マニュアルの作成を行うこと。

オ 事例集の作成

次年度以降の参加学生・受入先の掘り起こしを図るため、本事業の実施結果をまとめた事例集を作成すること。

カ 京都府・関係機関との協議・連絡調整

業務の遂行にあたり、京都府や大学コンソーシアム京都、京都ジョブパーク等の関係機関と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

(2) ライフデザインワークショップの開催

ア 若者に対するライフデザインワークショップの実施

京都府オリジナル教材の「人生年表」を使い、学生等若者に自らのライフデザインを視覚的にイメージしてもらうワークショップを実施すること。

なお、ワークショップは、府内企業の子育て中の社員が特別講師として学生に仕事と子育ての両立に対して感じていることを話すなど、学生がライフデザインをよりイメージできるような内容とすること。また、実施にあたっては、上記2

(1) の取組にもつなげられるよう効果的に行うこと。なお、目標数は、実施回数10回・参加者数100名とする。

<ワークショップイメージ>1回 90分

① オリエンテーション

② ライフイベントに関するデータやコスト、活用できる支援制度を紹介

③ 人生年表ワーク

(夫婦で働く？子どもの予定は？などに対応するシールを人生年表に貼ることで、これからの人生をイメージする。)

④ 子育て中社員との意見交換等

(企業紹介、一日のライフサイクルの紹介等)

イ 企業人事担当者や大学講師等へのライフデザイン導入研修の開催

ライフデザイン教育を推進していくため、大学や企業に対して、自主的な取組を促すため、大学講師や企業人事担当者等へライフデザインの重要性や取組方法について学べる研修を開催し、ライフデザインの知識等を広め、今後の若者への働きかけにつなげること。

また、本研修会の実施にあたっては、上記2(1)の取組にもつなげられるよう効果的に行うこと。なお、講座参加者目標数は100名とする。

3 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。
協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 令和2年4月1日からの業務着手に際し、令和元年度と委託業者が異なる場合は、令和2年3月31日までの間に、業務引き継ぎを完了させ、事業の空白期間が発生しないよう留意すること。
- (8) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (9) 本業務は内閣府「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (10) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。